

権利放棄につき議決を求めることについて

1 概要

滋賀県奨学資金貸与金の返還について債務者と連帯保証人が破産し免責され、今後回収の見込みがないため権利放棄をすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

2 放棄する債権の内容

(ア) 返還義務者

氏名：坂東 裕基

住所：草津市上笠四丁目34番23-608号 笠縫団地

(イ) 貸与額および返還済額

貸与額 482,000円

返還済額 357,000円

未返還額（元金）125,000円

(ウ) 権利放棄する額

①奨学資金返還金（元金） 125,000円

②上記返還金に係る延滞利息 延滞日数に応じ、年10.75パーセント
の割合を乗じて得た金額

③返還済額に係る延滞利息 271,544円

【参考資料】

滋賀県奨学資金の制度概要および貸与・返還要件

教育総務課

1 制度の目的

高等学校等に修学しようとする者で、経済的理由により修学することが困難なものに対して、奨学資金を貸与し、もって有為な人材を育成することを目的とする。

2 貸付要件

次の①～④のいずれにも該当する者で修学に意欲を有する者

- ①高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）に在学する者
- ②保護者等が県内に居住する者
- ③世帯の収入が基準額（生活保護基準の1.7倍以下）である世帯
- ④現に国や都道府県の他の同種の奨学資金等を受けていない者

3 種類・金額等

区 分		自宅通学	自宅外通学
奨学金	国公立の高校等	18,000円/月	23,000円/月
	私立の高校等	30,000円/月	35,000円/月
入学資金 （入学時のみ）	基本額（国公立、私立）	50,000円	
	私立加算額	入学金の額に相当する額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円の範囲内の額を加算できる。）	
電子計算機購入資金（1回のみ）		限度額 150,000円	